

## 小規模社会福祉施設における避難訓練等の指導マニュアル

### 第1 背景

平成21年3月に発生した群馬県渋川市老人ホームの火災を踏まえ、総務省消防庁は、火災時の避難誘導體制の確保等により防火安全対策の徹底を図ることを示し、全国消防長会予防委員会において適切な指導の方法を検討するよう求めた。

これを受け、全国消防長会会長から小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル（以下「小規模社会福祉施設訓練マニュアル」という。）が各会員に通知された。

これらを踏まえ、当庁管内の小規模社会福祉施設の状況等を勘案した小規模社会福祉施設の避難訓練等の指導を下記のとおり行うこととなった。

### 第2 指導対象物

次に掲げる施設のうち、法第8条に規定する防火管理者の選任義務を有するもの

- 1 入所施設を有する社会福祉施設で政令別表第1（6）項ロ及び（6）項ハに掲げるもののうち、延べ面積が300㎡未満の施設
- 2 令別表第1（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物に存する入所施設を有する社会福祉施設で、令別表第1（6）項ロ及び（6）項ハに掲げるもののうち、当該用途の床面積の合計が300㎡未満の施設

### 第3 指導事項

#### 1 チェックシートを活用した防火安全対策

施設の事業者等に対して、別記1「小規模社会福祉施設の防火安全対策」を配布し、チェックシートを活用した施設の防火安全対策に取り組むよう指導すること。

なお、このチェックシートは、小規模社会福祉施設の安全対策を推進するための具体的事例を示したものであり、法令に適合させることが前提条件となることを十分説明すること。

#### 2 施設における避難等対策の樹立

施設の入所者数に比して職員等の数が最も少なくなる場合に、各居室で火災が発生したことを想定し、次の事項について定め具体的に検討するよう指導すること。

- (1) 避難させる室の順位
- (2) 避難の呼びかけ方法
- (3) 入所者ごとの避難経路及び避難（介助）方法
- (4) 早期の通報対策

#### 3 施設の実態を踏まえた自衛消防訓練の実施

##### (1) 基本的な対応行動を習得する訓練

火災発生時に初期消火、119番通報、避難誘導が確実にできるよう次に掲げる内容を、総合訓練又は部分訓練により実施する。

なお、施設において実施できない場合は、施設の状況を踏まえた内容を施設以外の場所で行っても差し支えないこととする。

ア 消火器等、施設に設置されている消防用設備等の取扱い訓練

イ 前(2)の内容を踏まえた避難訓練

ウ 119番通報訓練

##### (2) 小規模社会福祉施設訓練マニュアルを活用した訓練

前アの訓練による他、更に高度な訓練を希望する施設については、別記2「小規模社会福祉施設訓練マニュアル」に基づき訓練を指導するものとする。

#### 第4 実施要領等

別図「小規模社会福祉施設の避難訓練等指導要領」のとおりとする。

#### 第5 指導実施時期

次に掲げる機会を捉え、指導すること。

- 1 自衛消防訓練
- 2 防火管理者選任届等各種届出時
- 3 その他業務執行時

#### 第6 指導上の留意事項

- 1 2、(2)の対策や設置している消防用設備等を確認し、施設の状況に応じた指導に努めること。
- 2 周囲に社会福祉施設であることを伏せて運営している等の場合は、施設以外の場所での訓練の実施についても配慮すること。
- 3 事業者だけでなく、当該施設従業員、訪問介護ヘルパーその他の介護サービス等の提供者（以下「従業員等」という。）の意見も十分取り入れた対策となるよう指導すること。
- 4 第3、2及び3については、従業者等が主体となって実施するものとし、全従業員等が参加するよう指導すること。

なお、入居者については、原則として訓練に参加させないこと。

#### 第7 その他

- 1 条例第55条の4に基づき自衛消防訓練を実施する施設についても、努めて本通知に準じた指導を実施すること。
- 2 第3、1及び2の内容については、消防計画に反映されるよう指導すること。

## 小規模社会福祉施設の防火安全対策

小規模社会福祉施設における安全対策を推進するために、「火災発生の予防対策」「延焼拡大の抑制対策」「早期発見・初期消火の対策」「早期通報の対策」「避難・避難介助の対策」の具体的な事例を示します。これらを参考に各施設の実態を踏まえて、防火安全対策を実施してください。

- ① はじめに各施設で実施している内容をチェックしてください。
- ② 次に、チェックのない項目から、実施できる項目について検討してください。
- ③ 検討結果から、具体的に取り組むこととした項目を実施し、その内容を消防計画等に反映してください。

また、法令に適合することは前提条件なので、対策を検討する前に関係行政機関の指導を受け、法令に適合させてください。

### 1 火災発生の予防対策《火気管理など火災の発生を予防する対策》

- (1) たばこ、ライター等の管理や喫煙場所の管理を徹底する。
- (2) 吸いながら、水につけてから捨てるなど適切に処理する。
- (3) 各個室で燈明、ろうそく等の裸火や線香を使用しない。
- (4) 火気器具(コンロ等)は台所等の所定の場所以外では使用しない。
- (5) 過熱防止装置が付いたガスコンロを使用する。
- (6) 各室の暖房器具を適切に管理する(裸火となるストーブ等は持ち込まない。 )。
- (7) 火気設備、火気器具、暖房器具と壁等の距離を適切に確保する(可燃物は遠ざける。 )。
- (8) 暖房器具の周囲に燃えやすいものやスプレー缶等を放置しない。
- (9) 火気の使用中は、人がその場を離れない。
- (10) プラグ等の蛸足配線を禁止し、清掃を定期的実施する。
- (11) 電気コードを折れ、よじれ、傷、半断線等が生じないように使用する。また、電気コードは家具等の下敷きとならないように使用する。
- (12) 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用していることを確認する。
- (13) ふろがま、給湯器やガスコンロ等の火気設備を日常的に点検・清掃する。
- (14) 白熱灯など熱を持つ照明設備・照明器具は、熱を蓄えるものと接触させない(タオルをかける、衣類が接触しているなどは避ける。 )。
- (15) 正常に作動しない電化製品、火気設備等はそのまま使用しない。
- (16) 屋外でたき火やごみの焼却を行わない。
- (17) 施設の外周部に燃えやすいものを置かない、照明を設けるなど放火防止対策を行う。
- (18) その他施設の実態にあった出火防止対策を実施する。

### 2 延焼拡大の抑制対策《火災の拡大を防止し、又は、煙の拡散を防止する対策》

- (19) くさび等で戸を閉まらない状態としない。物品等による戸の閉鎖障害が生じないように管理する。
- (20) 壁及び天井の室内に面する部分の全てを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で仕上げる。
- (21) 寝具(ふとん、ベッドパッド、枕、マットレス、毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等)・布張り家具を防火性能を有するものにする。
- (22) 居室に可燃物を多量に持ち込まない。
- (23) 施設内に暖房器具に使用する灯油等を原則として持ち込まない。又は、適切に管理する。
- (24) 常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の戸を設け、区画(襖、障子等による仕切りは除く。)を形成する。
- (25) 建物内の延焼拡大を防ぐために不燃化区画<sup>※</sup>以上を形成する。

(26) その他施設の実態にあった延焼拡大を抑制する対策を実施する。

※ 不燃化区画とは、室内に面する壁部分、床部分の仕上げが準不燃材料以上でされているものであり、かつ、常時閉鎖式防火設備又は煙感知器連動閉鎖式防火設備若しくは準不燃材料以上で作られた常時閉鎖式又は煙感知器連動式の戸を設けたものである。防火区画も含まれる。

(不燃材料の例) …繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板(厚さ 3mm 以上)、繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ 5mm 以上、せっこうボード(厚さ 12mm 以上))等

(準不燃材料の例) …せっこうボード(厚さ 9mm 以上)、木毛セメント板(厚さ 15mm 以上)、硬質木片セメント板(厚さ 9mm 以上)、木片セメント板(厚さ 30mm 以上)等

(難燃材料の例) …難燃合板(厚さ 5.5mm 以上)、せっこうボード(厚さ 7mm 以上)等

### 3 早期発見・初期消火の対策《火災を早期に発見し、消火活動等を行うための対策》

(27) 自動火災報知設備、連動型住宅用火災警報器等を設置し、維持管理する。

(28) 受信機等の付近に職員が常駐する。

(29) スプリンクラー設備(住宅用を含む。)を設置する。

(30) 台所等の火気設備付近に自動消火装置を設置する。

(31) 各階の消火器を増強する。

(32) 全ての職員に施設にある消火器や消火設備の使用方法を周知し、訓練を実施する。

(33) その他施設の実態にあった火災を早期に発見する対策、初期消火の対策を実施する。

### 4 早期通報の対策《消防機関へ火災を早期に通報するための対策》

(34) 消防機関へ通報する装置を設ける。

(35) 消防機関へ通報する装置を自動火災報知設備等と連動させる。

(36) 通報・連絡を行うための装置(携帯電話、コードレス電話の子機、インターホン等)を設置する。

(37) その他施設の実態にあった早期通報の対策を実施する。

### 5 避難・避難介助の対策《避難や避難介助を行うために施設等で実施する対策》

(38) ベランダ等に避難器具(すべり台等)を設けるなど、2系統以上の避難経路を設ける。

(39) 一時的な避難場所や避難経路のスペースを広げる。

(40) 施錠された出入口は自動火災報知設備等と連動して解錠するものにする。

(41) 搬送・歩行の障害となる段差をなくす。

(42) 室内や避難経路となる廊下、階段等に避難障害となる物を放置しないよう管理する。

(43) 避難時に車イス等を利用する者の周囲に常に車イス等を用意しておく。

(44) 避難時に使用する予定の昇降装置(エレベーターを除く。)等を停電時も使用可能なものに替える。

(45) 火災に伴う停電時も避難経路の照明が確保される設備・器具を設ける。

(46) 火災時に近隣から駆けつける協力者、従業員等を確保する。また、宿直等の人員を適切配置するなど職員等の配分の適切化を図る。

(47) 近隣協力者等へ連絡する設備を設ける(更に、これを自動火災報知設備等と連動させる。)

(48) 近隣の事業所、町会等と災害時の応援協定を結ぶ。

(49) 火災時に外部にもその旨を連絡する音響装置を設ける。

(50) 訓練等により職員等の行動の迅速化や相互の連携強化を図る。

(51) すべての職員に施設にある避難設備の使用方法を周知し、訓練を実施する。

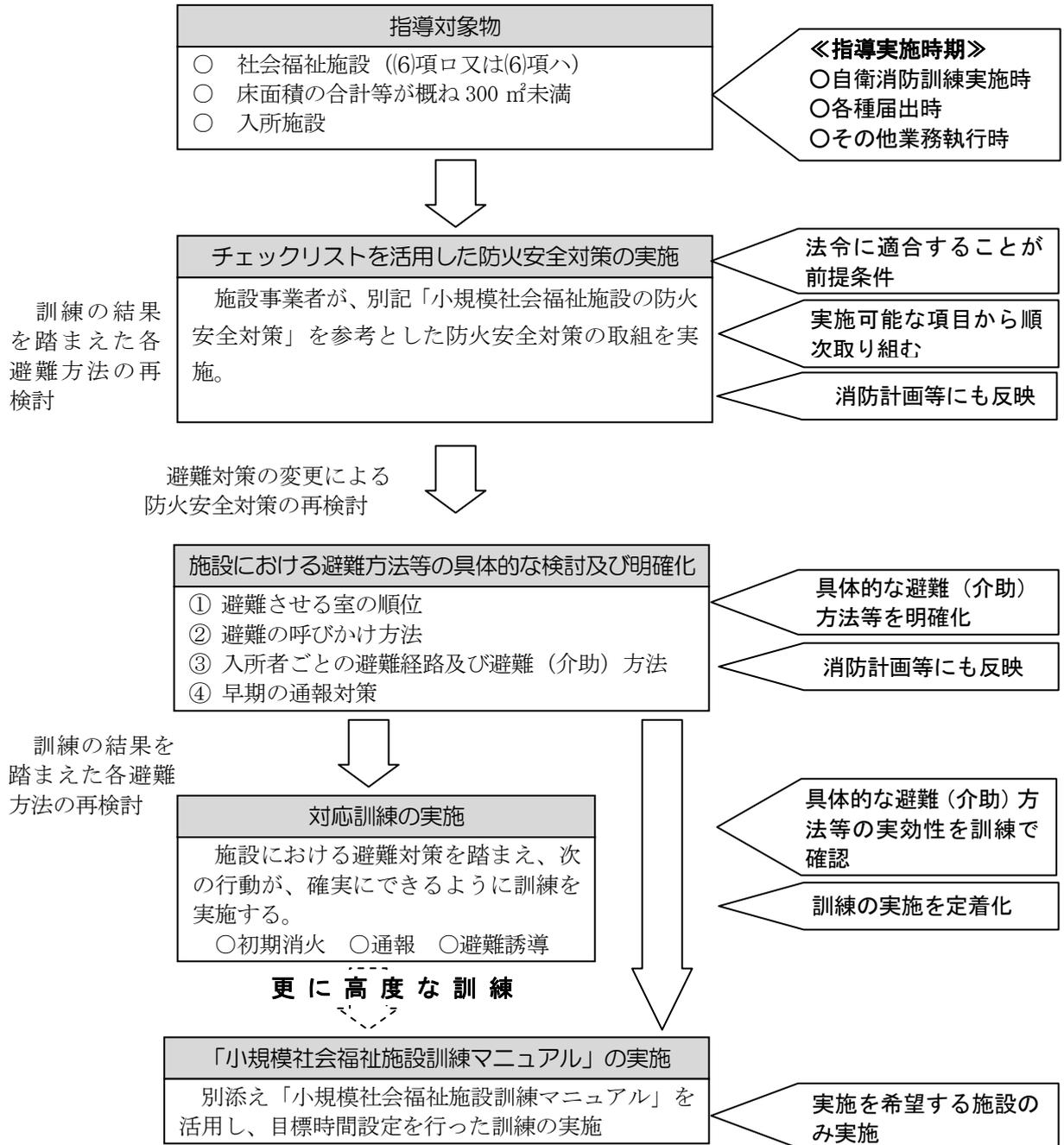
(52) 自力避難困難者の居室等に近接した所に職員等の事務室や待機場所等を設置する。

(53) 自力避難困難者の居所を避難が容易な場所に変更する。

(54) その他施設の実態にあった避難・救助の対策を実施する。

別図

小規模社会福祉施設の避難訓練等指導要領



## 別記2

### 小規模社会福祉施設訓練マニュアル

#### 1 訓練の基本的な考え方

このマニュアルでは、火災発生時に火災対応を行う職員その他の避難介助者（近隣事業所等の応援者を含む。以下「職員等」という。）がとるべき基本的な対応事項を示すとともに、小規模社会福祉施設の状況から算定される避難目標時間の設定方法を示している。当該対応事項を、設定した避難目標時間内に完了させることを目指して訓練を実施し、その検証を行うことで小規模社会福祉施設の避難誘導体制その他の防火安全対策を推進するとともに、自動火災報知設備又は連動型住宅用火災報知器（以下「自火報等」という。）の設置の必要性を関係者に示すことを基本的な考え方としている。

なお、訓練全体の流れは、別紙1のとおり、指導の際の留意事項は、別紙2のとおりである。

#### 2 訓練の事前準備

##### (1) 事前相談等の実施

小規模社会福祉施設の職員等が、小規模社会福祉施設の実態や小規模社会福祉施設の利用者の状況を踏まえた避難介助の方法、避難経路の選択、避難目標時間の設定その他訓練の実施に必要な事項を適切に設定できるように、事前相談の機会等をとらえ必要な助言を行うものとする。

##### (2) 小規模社会福祉施設の職員等及び入所者等の配置

小規模社会福祉施設の利用者の数(特に自力避難困難者の数)に比して最も職員等の数が少なくなり、また、これらの者の避難行動が最も困難な状況(小規模入所施設にあっては、通例、入所者等が就寝している夜間)を想定して、職員等及び入所者等の代役となる職員又はダミー人形等(以下「入所者等」という。)を配置し、訓練を実施する。

##### (3) 出火点の想定

自力避難困難者の配置等の状況を勘案し、小規模社会福祉施設の居室等のうち、火災が発生した場合に避難に最も時間を要すると想定される居室等の中から、出火点として想定する居室等を小規模社会福祉施設の関係者と相談して選択する。

##### (4) 安全管理

訓練における事故を防止するため、小規模社会福祉施設の職員等に訓練時の安全管理に関して次のことを指導するものとする。

ア 訓練における安全管理の主体は、防火管理者及び訓練指導者等であること。

イ 訓練計画の事前相談時をとらえ、訓練規模に応じて安全管理を担当する者を指定させ事故の未然防止のチェックを行うように訓練計画を策定させる。

ウ 訓練を実施する前には、訓練の計画変更の有無を確認し、変更があった場合は、参加者に相違点を周知させる。

エ 訓練中は、参加者個々の行動を注視し、危険が予測される場合又は事故が発生した場合は、直ちに中止すること。

オ 消防用設備等を使用した場合は、訓練後に資器材等の収納を確実に行うとともに、受信機などのスイッチ類についても確実に元の状態に復旧すること。

カ 訓練の終了後は、安全管理面から気付いた点を「自衛消防訓練実施結果記録書」に記載して、その後の訓練に反映させること。

キ 「防火管理指導指針Ⅰ」第2章、第3節、第3、6、(7)に示す「自衛消防訓練実施上の安全管理のポイント」を活用し、訓練参加者に周知させること。

### 3 対応事項（訓練内容及びその実施方法）

訓練において職員等がとるべき対応事項は、おおむね次のとおりであるが、小規模社会福祉施設の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

#### (1) 火災の覚知

##### ア 自火報等が設置されている場合

出火点に最も近い場所に設置されている感知器・住宅用火災警報器（以下「感知器等」という。）を発報させて自火報等を作動させるか、又は自動火災報知設備の作動を想定して受信機に当該感知器が作動した旨の模擬の表示等を行うことで職員等が火災を覚知することとする。

##### イ 自火報等が設置されていない場合

火災を発見した入所者等から連絡を受ける等により、職員等が火災を覚知することを想定し、これに要する時間として、訓練開始から1分30秒間、職員等は初期の配置場所で待機する（又は計測時間を1分30秒間進める。）こととする。

#### (2) 現場の確認

出火場所を確認し、自ら又は他の職員等に指示して、想定した出火点に消火器を携行し駆けつける。通常、想定した出火時間に職員等が仮眠状態で待機している場合は、自火報等の発報等の後15秒経過してから行動を起こすこととする。出火場所の確認行動は以下のとおりとし、火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と2回叫ぶこととする。

##### ア 自動火災報知設備が設置されている場合

受信機で火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、自動火災報知設備の発報場所を確認して出火場所に駆けつける。

##### イ 連動型住宅用火災警報器が設置されている場合

出火点の発見と出火場所への到着に要する時間として、 $(\sqrt{\text{延べ面積}} / 30)$ 分間、職員等は初期の配置場所で待機する（又は計測時間を $(\sqrt{\text{延べ面積}} / 30)$ 分間進める。）こととし、その後、出火場所に駆けつける。

##### ウ 自火報等が設置されていない場合

イに同じ。

#### (3) 火災室からの避難

職員等は、大声で付近の入所者等及び職員等に火災である旨、避難すべき旨を伝達・指示するとともに、最初の段階の避難として、まず火災室から入所者等を避難させる。

ア 火災室の入所者等が自力避難困難な場合は、廊下等へ一時的に退避させる。

イ 火災室の入所者等が自力避難可能な場合は、「火事だ。〇〇〇へ避難してください。」と大声で叫ぶ等の指示をし、自力で建物外まで避難させる。

#### (4) 初期消火及び出入口の閉鎖

現場の確認を行った者が携行した消火器で、仮想の初期消火活動（放出のための動作を行った上で放出姿勢をとり、15秒間維持する。）を行う。

火災室からの退避若しくは避難及び初期消火が終了した時点で、火災室の出入口を閉鎖する。

#### (5) 自力避難困難者の建物外までの避難介助

(3)、アにより火災室から一時的に退避させた自力避難困難な実際の利用者を、建物外ま

で介助を行って避難させる。具体的な避難介助の方法としては、職員等が腕で支えるほか、車椅子やストレッチャーを使用する、背負って避難させる等があるが、自力避難困難な入所者等の状況（運動能力の低下、視覚・聴覚の障害、認知症等による状況判断能力の低下等の種々の条件（薬の服用等による一時的なものを含む。））に応じて実効性のある方法で柔軟に避難介助を行うこととする。

また、エレベータ等は原則として使用できないものとするが、階段昇降機は、小規模社会福祉施設の状況等により使用することができるものとする。

#### (6) 消防機関への通報

消防機関へ通報する火災報知設備又は電話等により火災である旨を消防機関へ通報する。

ア 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていて自火報等と連動している場合

自動的に通報が行われることを想定することとし、特段の動作を要しないこととする。

イ 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているが自火報等と連動していない場合

現場の確認（(2)における「火事だー！」の声の確認）の後に、消防機関へ通報する火災報知設備を作動させる模擬行動をとる。職員等が一人しかいない場合、火災室と消防機関へ通報する火災報知設備の位置関係、延焼状況、火災室の入所者（逃げ遅れ者）の状況等により、(3)から(5)までの行動よりも先に行くか、合間に行くこととする。

ウ 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていない場合

前イと同様の時点で電話により模擬通報を行う。消防機関への電話による模擬通報の内容は、おおむね次のとおりとする（おおむね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。）。

通報者 119 番をする。

消 防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消 防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇区（市）〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇の〇〇（事業所名）で、〇〇施設（社会福祉施設の事業類型：（例）有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム）です。」

消 防 「その施設は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建の〇階が燃えています。」

消 防 「入所者は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 「入所者は〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」

消 防 「何が燃えているかわかりますか。」

通報者 「〇〇〇が燃えています。」

消 防 「近所に目標となる建物がありますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇」

消 防 「わかりました。すぐいきます。」

#### (7) 火災室以外にいる者の建物外等への避難

火災室以外にいる入所者等を避難させる。

ア 火災室以外の自力避難困難な入所者等は、火災室の入所者等の避難誘導、初期消火、消防機関への通報の後、建物外等に介助を行って避難させる（避難介助の具体的方法については(5)に同じ。）。

イ 火災室以外の自力避難が可能な入所者等は、(3)から(7)までの行動の合間に、職員等が「火事だ。〇〇〇へ避難してください。」と大声で叫ぶ等小規模社会福祉施設及び実際

の利用者の実態に応じた方法（確実に伝達できる方法とする。）により避難を促し、自力で建物外へ避難させる。

また、ア又はイのいずれの入所者等も、それぞれの居室から地上又は一時的な避難場所（既存小規模社会福祉施設に係るスプリンクラー設備に関する技術上の基準の特例及びみなし従属に係る取扱い等について（平成21年5月14日21予第171号予防部長通知。以下「既存社会福祉施設スプリンクラー通知」という。）別記、8に示す一時避難場所。）に避難する際に火災室を通過してはならないこととする。

避難の際に、火災室以外の居室等の戸や防火戸（設置されている場合に限る。）は可能な限り閉鎖する。

最後に入所者等と職員等の全員の避難（一時避難場所への避難を含む。）を確認し、避難の完了とする。

なお、必要に応じ建物外へ避難した入所者等が建物内に再進入しないような工夫を講じさせるとともに、入所者等を避難行動後、引き続き部屋に戻すなど実際の火災時において建物へ再進入する誤解を与えるような訓練の実施方法は避けるよう配慮することとする。

(8) 近隣協力者（事業所で応援協定を結んでいる者及び既存社会福祉施設スプリンクラー通知別記、第2、4に示す者）への連絡

近隣協力者等がいる場合は、上記対応事項について応援を受けることができることとする。この場合、職員等は可能なタイミングにおいて近隣協力者等に電話等により連絡するものとする（自火報等と連動して近隣協力者等に連絡する装置を有している場合は、自火報等の作動により自動的に連絡が行われることとする。）。

連絡を受けた近隣協力者等は、自宅等から小規模社会福祉施設に駆けつけ（又は、自宅から小規模社会福祉施設までに要する時間待機し）、他の職員等と協力して、避難誘導等の活動を行うこととする。

(9) 消防隊への情報提供

消防活動が効率的に行われるよう、消防隊に対しおおむね次の内容について情報の提供を行う。この場合、入所者等の名簿があれば持参するものとする。

- ・ 出火場所 「〇階の〇〇〇」
- ・ 避難の状況 「入所者〇名のうち、〇名は避難済みで、このほか〇階の入所者は、〇階の〇〇〇（避難した一次避難場所）へ一時避難しています。」

4 訓練の検証と改善指導の方法

(1) 訓練の検証

前3に従って実施した訓練において職員等がとるべき対応事項のうち、前3、(1)から(7)まで及び(8)（近隣協力者等がいる場合に限る。）に要した時間を $R_t$ とし、5により算定する避難目標時間（火煙が危険なレベルに達する時間）を $T_f$ とした場合

$$R_t \leq T_f$$

であることを検証する。

なお、訓練に利用者の代役を指定せず訓練を行う場合は、当該利用者の避難に必要な時間を予測して、測定した $R_t$ に反映するものとする。同様に、入所者等の安全管理上の理由等により避難行動の一部を省略した場合についても、省略した避難行動の部分に必要な時間を予測して、測定した $R_t$ に反映するものとする。

これらの場合について、必要な時間の予測は、その人数、距離及び自力避難の困難の状

況に応じて、小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について（平成19年消防予第231号消防庁予防課長通知）4、(1)、イの移動時間の算定方法により算出するか、又は避難行動（ダミー人形等を使用してもよい。）を実測し、それに基づいて予測する方法で算定するものとする。

## (2) 改善指導の方法

$R_t > T_f$ であった小規模社会福祉施設については、別紙3の内容を参考に指導すること。

## 5 避難目標時間の設定

避難目標時間は、避難行動が完了する時間の目標時間である。このマニュアルの対象となる小規模社会福祉施設は、全体の規模が比較的小規模であることや、防火上の構造や区画の一般的な状況等を勘案し、建物全体を単位として避難目標時間を設定する。

避難目標時間（ $T_f$ ）は、火災室の状況に応じて算定される「基準時間（ $T_{f1}$ ）」及び建物全体の状況に応じて算定される「延長時間（ $T_{f2}$ ）」の和とする。

基準時間（ $T_{f1}$ ）及び延長時間（ $T_{f2}$ ）は、当該建築物の条件により、別表のとおりとする。

別表

			条件	時間
火災室の状況	基準時間 ( $T_{f1}$ )	内装制限の 状況(注1)	不燃材料	5分
			準不燃材料	4分
			難燃材料	3分
			なし	2分
	寝具・布張り家具の防災性能の確保(注2)			+1分
	特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置(注3)			+2分
建物全体の状況	延長時間 ( $T_{f2}$ )	火災室からの 区画形成	防火区画(注4)	3分
			不燃化区画(注5)	2分
			その他の区画(注6)	1分
		床面積×(天井高さ-1.8m) ≥ 200m <sup>3</sup>		
	特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置(注3)			+1分
避難目標時間 $T_f = T_{f1} + T_{f2}$				

(注1) 内装制限の状況については、火災室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げとする。

(注2) 寝具・布張り家具の防災性能の確保については、火災室において使用する寝具・布張り家具のすべてが防災性能を確保している場合とし、内装制限がなされていない場合は、基準時間に加算できないものとする。

(注3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等が設置されている場合とは、消防法施行令第12条第2項第4号に定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備、平成3年消防予第53号「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン」により設置される住宅用スプリンクラー設備又はこれと同等以上の性能を有するスプリンクラー設備のヘッドが設置されている場合とする。

(注4) 防火区画とは、建築基準法施行令第112条に定める基準により設けた区画のほか、準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸により区画を形成するものも含むものとする。  
なお、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物については、建築基準法施行令第113条に定める基準により設けた防火壁を防火区画とみなすことができるものとする。

(注5) 不燃化区画とは、仕上げを準不燃材料とした壁及び天井(天井の無い場合においては屋根)並びに防火戸又は準不燃材料(ガラスは網入りのものに限る。)で造った戸により区画を形成する(外気に面する開口部を除く)ものをいう。

(注6) その他の区画とは、壁及び天井並びに戸(襖、障子又はこれらに類するものを除く。)により区画を形成するものをいう。



訓練指導の際の留意事項

1 訓練実施前の指導上の留意事項

訓練実施前に下記事項について指導すること。

- (1) 消火器の取扱い、自動火災報知設備等の確認方法など基本事項を実施できることを確認し、事業者側が更に高度な訓練を希望する場合に、小規模社会福祉施設訓練マニュアル（以下「マニュアル」という。）による訓練を実施すること。
- (2) 実際の火災においては、初期消火、避難誘導時の自己の安全確保が重要であることから、安全確保にも十分配慮するよう指導すること。
- (3) マニュアルによる訓練を実施する場合は、消防計画等を尊重すること。

2 訓練実施時の留意事項

訓練実施時に下記事項に留意すること。

- (1) 訓練の実施にあたっては、訓練指導者を含めた小規模社会福祉施設側の安全管理体制等を確認すること。
- (2) 入所者等の参加の代わりに職員等による代役やダミー人形の使用が行われる場合には、実際の入所者等が避難する状況が可能な限り再現されるように工夫すること（実際の入所者等の歩行速度等を可能な限り再現する、ダミー人形を使用する場合にも実際の入所者等を介助する場合に必要な安全確認手順等を省略しない等）。
- (3) 適当な場所に計測担当者を配置し、火災室及び建物全体における対応行動に係る時間を計測するとともに、対応事項が適切に行われているか確認すること。
- (4) 施錠、出入口・防火戸の扉開閉等については、夜間の状況を再現して行うこと。
- (5) 火災室の区画については、出入口等の閉鎖の時期及び閉鎖状況も確認すること。
- (6) 近隣協力者がいる場合には、通報連絡手順を確認し、小規模社会福祉施設の火災時の対応計画や建物内部の状況を把握することができる等の訓練参加による利点が大いいため、参加を指導すること。

3 訓練実施後の指導

訓練実施後に下記事項について指導すること。

- (1) 効果確認時に、対応行動のうちの適切に行われなかった部分について改善を指導すること。  
また、避難目標時間内に対応行動のすべてを完了することができなかった場合は、その要因を検討し対応行動に要する時間の短縮のため改善を図るよう指導すること。
- (2) 繰り返し訓練を行う場合は、想定する出火点を変更することも考慮し指導すること。

## 別紙 3

### 対応事項の完了までに要する時間が避難目標時間を超過した際の指導要領

訓練の結果、避難目標時間内に所要の対応事項が完了できなかった場合には、以下に述べる要領を参考に、防火安全対策の指導を必要に応じて行うものとする。

#### 1 問題点の指導

訓練時の行動等で適切に行われなかった部分について改善を指導するとともに、小規模社会福祉施設の設備、構造等で防火安全対策上の弱点となっている事項についても説明を行うものとする。

#### 2 改善策の検討

自火報等が設置されていない小規模社会福祉施設で、避難目標時間の超過等が著しいものについては、自火報等（自動火災報知設備の設置義務がない小規模社会福祉施設にあっては連動型住宅用火災警報器）の早期設置を指導すること。

避難目標時間から超過した時間等を勘案して、別記「小規模社会福祉施設の防火安全対策」の項目の中から実現可能な改善策を更に検討するよう指導すること。

#### 3 改善策の実施及び再効果確認

前2で検討した改善策を関係者と十分に協議して、火災発生時に効果のある改善策を計画するよう指導する。

また、実施した改善策が維持されるよう、その内容を消防計画等に盛り込むよう指導すること。

改善後、必要に応じて再度訓練及び訓練の検証を行い、継続して防火安全対策に取り組むよう指導すること。